## 環境まちづくり委員会 送付7-15

千代田区三番町の土砂災害警戒区域の解消の陳情

受付年月日 令和7年4月21日

陳 情 者

提 出 者 1 名 署 名 者 2 5 名 (令和 7 年 4 月 21 日 受付)

計 26名

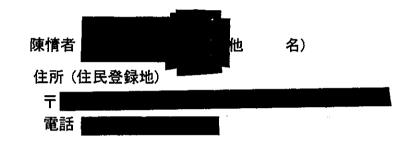
陳情書

2025年4月8日

30名

千代田区議会議長様

件名 千代田区三番町の土砂災害警戒区域の解消の陳情



## 理由:

ローマ法王庁大使館跡地である千代田区三番町9番18(地番)に建設予定の(仮称)千代田区三番町計画について、この建築物は、千代田区から配布されているハザードマップ改訂版にも記載されているとおり、千代田区では数少ない土砂災害警戒区域の擁壁を敷地内に残したまま建設される超大型マンション計画であり、隣接するマンション住民は不安を抱えて過ごしています。

神奈川県逗子市では、2020年2月、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)のマンション敷地で斜面が崩落し、市道通行中の高校生が死亡した事故がありました。遺族がマンションの全区分所有者と管理組合、管理会社らに対し、約1億1800万円の損害賠償等を求めた訴訟となり、区分所有者側が1億円を支払うことになりました。

三番町地区地区計画では「近隣の環境に配慮し、良好な住環境を積極的に維持・創出する。」とあり、例えば九段小学校・幼稚園の擁壁には安全性に十分配慮した工事が行われ、土砂災害警戒区域どころか災害時の集会所となり得る立派な対策が取られていて、近隣住民はたいへん安心しています。

神奈川県逗子市のような事故が今後の新築マンションと近隣で発生して、千代田区で死傷者が出たりすることがないように、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)を解除するための工事(例えば、崖の土を、13m以上南東方向に、1.5m~6.5m程度、下に掘り下げて、土砂量を減らす等の工事)を行い、土砂災害警戒区域を解消するように、土地所有者や建築事業主に行政指導を行っていただきますよう、陳情いたします。

令 -7.4.21